

## 議案第38号

### 特殊勤務手当支給条例中一部改正の件

特殊勤務手当支給条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和5年6月20日提出

芽室町長 手 島 旭

### 特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

特殊勤務手当支給条例（昭和52年条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第3項から第5項までを次のように改める。

（看護業務に従事する職員の処遇改善に係る特殊勤務手当の特例）

3 地域医療への負荷増大に伴う処遇改善措置として、公立芽室病院で看護業務に従事する看護師及び准看護師に対し、処遇改善手当を支給する。

4 前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 職員 月額12,000円

（2） 会計年度任用職員 前号の額に、当該会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を職員の勤務時間・休暇等に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数

5 第3項及び前項に規定する手当は、令和5年5月8日から支給する。ただし、看護職員処遇改善評価料の対象を満たさない場合は、この限りでない。

附則第6項から第9項までを削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年5月8日から適用する。

### 説 明

新型コロナウイルス感染症が感染症法上の位置付け変更により、5類感染症に移行したことから特例に関する規定を廃止しようとするものであります。

特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>附 則 1と2 一略一 <u>(看護業務に従事する職員の処遇改善に係る特殊勤務手当の特例)</u></p> <p>3 <u>地域医療への負荷増大に伴う処遇改善措置として、公立芽室病院で看護業務に従事する看護師及び准看護師に対し、処遇改善手当を支給する。</u></p> <p>4 <u>前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u>  <u>(1) 職員 月額12,000円</u>  <u>(2) 会計年度任用職員 前号の額に、当該会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を職員の勤務時間・休暇等に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数</u></p> <p>5 <u>第3項及び前項に規定する手当は、令和5年5月8日から支給する。ただし、看護職員処遇改善評価料の対象を満たさない場合</u></p>	<p>附 則 1と2 一略一 <u>(新型コロナウイルス感染症に対処するための伝染病防疫業務従事手当の特例)</u></p> <p>3 <u>職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）から町民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業として町長が別に定めるものに従事したときは、伝染病防疫業務従事手当を支給する。</u></p> <p>4 <u>前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u>  <u>(1) 次号に掲げる作業以外の作業 作業1日につき 3,000円</u>  <u>(2) 新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業 作業1日につき 4,000円</u></p> <p><u>(看護業務に従事する職員の処遇改善に係る特殊勤務手当の特例)</u></p> <p>5 <u>新型コロナウイルス感染症の影響による、地域医療への負荷増大に伴う処遇改善措置として、公立芽室病院で看護業務に従事す</u></p>

改正案	現 行
<p><u>は、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行し、令和5年5月8日から適用する。</u></p>	<p><u>る看護師及び准看護師に対し、処遇改善手当を支給する。</u></p> <p><u>6 前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>職員 月額4,000円</u></p> <p>(2) <u>会計年度任用職員 前号の額に、当該会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を職員の勤務時間・休暇等に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額</u></p> <p><u>7 第5項及び第6項に規定する手当は令和4年2月1日から令和4年9月30日までの期間に限り支給する。</u></p> <p><u>8 第5項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>職員 月額12,000円</u></p> <p>(2) <u>会計年度任用職員 前号の額に、当該会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を職員の勤務時間・休暇等に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数</u></p> <p><u>9 第5項及び前項に規定する手当は、令和4年10月1日から支給する。ただし、看護職員処遇改善評価料の対象を満たさない場合は、この限りでない。</u></p>